

別紙

答 申 書

第 1 審議会の結論

本件審査請求に係る令和 4 年 1 0 月 1 7 日付け草まち発第 2 2 9 2 号および同 2 2 9 3 号により、草津市長（以下「実施機関」という。）が行った市政情報の全部公開決定処分を取り消し、処分庁は再度処分をすべきである。

第 2 審査請求に至る経過

1 市政情報の公開請求

令和 4 年 1 0 月 3 日、審査請求人（以下「請求人」という。）は、草津市情報公開条例（平成 1 6 年草津市条例第 2 1 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、実施機関に対して、対象となる市政情報（既に公開された文書記載の残業時間による残業代支出の根拠となる文書等）の公開を請求した。

2 実施機関の全部公開決定

令和 4 年 1 0 月 1 7 日、実施機関は、情報公開請求のあった内容に対して、既に公開された文書記載の残業時間は入力ミスであり、実際は他の日時の残業時間であったとする、同文書作成者により公開請求後に作成されて実施機関に提出された説明文書を本件請求対象の市政情報として公開した処分（以下「本件処分」という。）を行い、請求人に通知した。

3 審査請求

令和 4 年 1 0 月 2 5 日、請求人は本件処分に不服があるとして、行政不服審査法（平成 2 6 年法律第 6 8 号）第 2 条の規定により、実施機関に対して審査請求を行った。

第 3 審査請求の内容

1 審査請求の趣旨

本件処分の取り消しを求める。

2 審査請求の理由

請求人が、審査請求書、反論書および再反論書に記載した審査請求の理由は、次のように要約される。

(1) 令和 4 年 1 0 月 3 日に行った情報公開請求に対する公開文書の日

付が、同年１０月１４日であり、請求後に作られた文書であることは明白である。請求日前に発行・作成等された文書等を想定して請求するのが常識であると考えため、事後作成された文書の公開は情報公開制度の目的に照らして著しく不適切である。

- (2) 令和４年１０月１７日に実施機関が公開した文書(草まち発第２２９２号、２２９３号。以下「１０月１７日付け文書」という。)については、同年９月２６日に公開した文書(草まち発第２１３５号、２１３７号。以下「９月２６日付け文書」という。)の内容に「誤りがあった」という主旨のものであり、なぜこのようなミスが「発覚し」「起こった」のかの説明が一切ないのは、説明責任の放棄であり許しがたい怠慢である。また、９月２６日付け文書を公開する際に公開内容を十分に確認すべきであり、その注意義務を著しく怠っている。

また、令和４年１１月議会の一般質問で、まちづくり協働部長が西川仁議員に対し答弁で発言をしている確認や報告の中で認知した範囲で知りえた事実「あるはず」であり、「不知」とすることは虚偽であると考え。

- (3) タイムカードに残業代の記載がなく、残業出勤の記録簿を作成したのであれば、入力内容の事実情報根拠である媒体がほかに存在することになり、１０月３日に行った情報公開請求で請求した「根拠」となるのは「残業の事実が記載されている媒体(残業報告書や命令書、日報等)」であるべきで、その公開をもって「全部公開」で応える、もしくはそうした保管資料が実在しないのであれば「不存在」で応えるのが正しい情報公開であると考え。

なお、１０月１７日付け文書を入手した際に、まちづくり協働課の担当者より、「日付の根拠となる記載があるのは個人の手帳の記録であり、それを公開することは本人より拒否された」との説明を受けた。

- (4) 残業代の記録簿の入力行為がかなり以前に行われその根拠媒体はすでに処分済みというのであれば、１０月１７日付け文書での「訂正」行為に至る「事実」と「記載(ミス)」との確認行為は何の根拠をもってなされたのか説明がつかない。「資料確認」は、情報公開請求をした１０月３日から１０月１７日付け文書作成日の１０月１４日の間に行われたことは明白で、根拠媒体を処分したのであれば、情報源の隠ぺいや改ざんを疑われてもしょうがないと考える。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書、再弁明書および再々弁明書において主張する内容は、次のように要約される。

(1) 「請求後に作られた文書であること」については認める。条例第1条の趣旨から鑑み、請求に対する処分時には存在することになった市政情報を不存在とする取扱いが妥当ではなく、請求内容に係る市政情報の存否に関する判断の基準時は、請求時ではなく、請求に対する処分時と考え、本件処分で全部公開した市政情報を請求人の求める条例第2条第2号に規定する市政情報として特定を行い、全部公開したものである。

(2) 「なぜこのようなミスが『発覚し』『起こった』のかの説明」については、本市における行為ではないことから、不知。また、「情報公開を行うときに十分に確認すべき」については、本市における行為ではないことから、不知。

「本市における行為でないことから不知」とすることは虚偽であるとの主張については、本市が草津学区ひと・まちいきいき協議会（以下「協議会」という。）に対して依頼した結果、本市が把握した情報として入手した資料を全部公開したものであり、虚偽ではない。

(3) 「入力内容の事実情報根拠である媒体がほかに存在すること」については、不知。

なお、「まちづくり協働課の担当者より、『日付の根拠となる記載があるのは個人の手帳の記録であり、それを公開することは本人より拒否された』との説明を受けた」との主張については、請求人の事実誤認である。

(4) 「『資料確認』は情報公開請求した令和4年10月3日から当該文書作成日の同年10月14日の間に短期間で行われたことは明白」については認める。

第5 審議会の経過

審議会は、本諮問事件について、次のように調査審議を行った。

月 日	審 査 の 経 過
令和 5 年 7 月 3 1 日	審査庁から諮問を受理した。
同年 9 月 1 3 日 (審議会)	処分庁より事案の概要説明を行った。
同年 1 0 月 1 8 日	処分庁から理由説明書の提出を受けた。
同年 1 1 月 2 0 日	請求人から意見書の提出を受けた。
同年 1 2 月 2 2 日	処分庁から意見書の提出を受けた。
令和 6 年 2 月 1 日 (審議会)	請求人の口頭意見陳述を行った。
同年 3 月 2 5 日 (審議会)	答申案について審議した。

第 6 審議会の判断およびその理由

1 本件請求内容に対する公開文書の作成日について

請求人は、情報公開請求日前に発行・作成等された文書等を想定して請求するのが常識と考え、請求後に作成された文書の公開は情報公開制度の目的に照らして著しく不適切であると主張する。

請求人の主張に対し、実施機関は、条例第 1 条の趣旨から鑑み、請求に対する処分時には存在することになった市政情報を不存在とする取扱いが妥当ではなく、請求内容に係る市政情報の存否に関する判断の基準時は、請求に対する処分時と考え、請求後に作成された文書を公開していると主張する。

そもそも、公開請求の対象となる「市政情報」とは、実施機関の職員が職務上作成し、または取得した文書等であって当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして当該実施機関が保有しているものであり（条例第 2 条第 2 号）、更に、その取得文書が個人情報に該当する場合は、適正な取得の要件（個人情報保護法（平成 1 5 年法律第 5 7 号）第 6 4 条）を満たし、利用目的の特定、明示と利用目的による制限（同法第 6 1 条、第 6 2 条、

第69条)等法令上の義務に従って保有されているものでなければならない。そして、公文書公開制度は、現に実施機関が保有している「市政情報」を公開していくものであり、請求に基づいて情報を作成し、または第三者から新たに取得し、提供するものではない。また、現に保有している情報であっても前記「市政情報」に該当しないものは情報公開の対象にはならない。

仮に、実施機関が主張するように、請求内容に係る市政情報の存否に関する判断の基準時を請求に対する処分時と考えるとすると、このような情報はそもそも内容が確定していないことや情報をどのように検索するかなどの問題がある。更に、請求時点より後に保有することとなった文書を特定することは、公開決定の期限までに文書を作成または取得する都度、当該文書の市政情報該当性、公開の可否の判断や第三者からの情報取得の要件、可否の判断等を要することになり、結果として決定を遅延させるおそれを生じさせるなど、条例の趣旨を妨げることにもなりかねない。

したがって、例えば、毎年一定期間内に第三者から必ず実施機関に提出されることになっている決算書類のように、請求時点から予め対象となる市政情報が明確に特定できる場合は格別、それ以外の場合は、公開請求の対象は請求があった時点で既に作成され、または取得しているものと考えべきである。

本件においては、請求時点で対象となる情報が予め市政情報として明確に特定できるものでないことは明らかである。

よって、公開すべき文書は請求のあった時点で行政機関が現に保有する文書であるとする請求人の主張は妥当であると判断する。

2 本件請求内容における市政情報の存否について

請求人は、本件公開請求に係る本件処分として公開された市政情報とは、既に公開された9月26日付け文書の記入に誤りがあったという主旨のものであり、請求人の指摘する残業時間による残業代支出の「根拠」となる文書等にはなりえず、「根拠」たらしめるものは、例えば残業命令書や日報等の既存情報書類であり、そうした根拠となる文書等を公開するのが妥当であると主張している。

請求人が必要とし、本件公開請求により求めている市政情報は、請求人が主張するとおり、既に公開された市政情報記載の残業時間による残業代支出の根拠となった文書等であり、それはいわば一次資料にあたるもので

ある。それに対して、本件処分により公開された市政情報とは、既に公開された文書記載の残業時間は入力ミスであり、実際は他の日時の残業時間であったとする、同文書作成者により公開請求後に作成されて実施機関に提出された説明文書に過ぎない。それ自体、公開請求時点には存在していないものであるのみならず、実施機関において組織的に用いるものとして取得され、保有されていた「市政情報」に該当するものかどうかとも疑わしいところ、少なくとも残業時間による残業代支出の「根拠」となる文書、すなわち一次資料たり得ない。すなわち、公開請求に係る市政情報と公開された市政情報とは全く符合していない。つまり、公開請求に対応する市政情報は未だ公開されていない状態にあると言わざるをえない。

なお、行政行為に無効となり得るような瑕疵がある場合、行政行為には公定力があることから、重大かつ明白な瑕疵でない限り、直ちに無効にはならず、取消し得べき行政行為として、取消があるまでは有効なものとして扱われるところ、本件処分もその例外ではない。

本件処分については、上記１のとおり、本件において残業時間による残業代支出の「根拠」となる文書等、すなわち一次資料が請求時点で「市政情報」として存在していないのであれば、不存在である旨の決定をすべきであったと言わざるを得ない。

よって、請求人の主張は理由があり、妥当であると判断する。

３ その他の主張について

請求人は、「『入力に誤り』とあるが、なぜこのようなミスが『発覚し』『起こった』のかの説明が一切ないのは説明責任の放棄である」、「『変更・訂正』したいのであれば、その理由や原因を十分に説明するべきである」といった実施機関の対応に関することや、「入力内容の事実情報根拠である媒体がほかに存在するのでは」等、審査請求書および意見書で種々述べていること、口頭意見陳述における申請様式、補佐人の「同伴」について触れているが、審議会は、条例に基づく実施機関の決定について判断すべきものと考えており、その判断に直接関係しない主張の適否については、判断するところではない。

４ 結論

以上より、本審査請求には理由があり、結論において妥当であるから、当審議会は、「第１ 審議会の結論」のとおり判断する。